

名古屋市養育費に関する公正証書作成費等補助事業



名古屋市
City of Nagoya



養育費に関する
公正証書作成費等
補助事業

「公正証書」など、養育費に関する債務名義を作成した際、
作成にかかった費用を補助します。

◎対象となる方

以下の①～③の要件をすべて満たす方

- ①養育費の取り決めに係る公正証書などの費用を負担した方
- ②養育費の取り決めに係る債務名義を有している方 ※ADR利用の場合を除く
- ③養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方

◎補助の対象 ※1～3の各費用について1回限り補助

対象となる費用	詳細
1. 公正証書の作成にかかった費用	公証人手数料（養育費に関するものに限る）、 戸籍謄本等添付書類取得費用
2. 家庭裁判所等の申し立てまたは 裁判にかかった費用	収入印紙代、切手代、 戸籍謄本等添付書類取得費用 ※正本作成に要した費用も含む
3. 裁判外紛争解決手続（ADR） の利用にかかった費用 ★ADRで取り決めた内容は債務名義ではありませんので、 和解後は1または2により債務名義を作成することを オススメします。（その費用も別途補助します。）	申立料、依頼料、 1回目の調停に要した費用 ※成立手数料は除く

◎補助金額上限

5万円



←ADRの説明についてはこちらをご覧ください。
「裁判外紛争解決手続の認証制度（かいけつサポート）」
のページです。

◎申請期限

- 1および2の申請：公正証書等を作成した日の翌日から6カ月以内
- 3の申請：1回目の調停が終了した日の翌日から6カ月以内

◎申請時に必要な書類

- ・名古屋市養育費に関する公正証書作成費等補助金交付申請書
- ・交付を受けようとする補助金の額の内訳
- ・補助の対象となる費用についての領収書
- ・養育費の取り決めた文書のコピー ※ADR利用の場合を除く
- ・1回目の調停が実施されたことが証明された書類のコピー ※ADR利用の場合のみ

ご家庭の状況によって、
その他の書類が必要となる
場合があります。



<児童扶養手当を受給している場合>

- ・児童扶養手当証書のコピー

<児童扶養手当を受給していない場合>

- ・本人及び対象児童の戸籍謄本（または抄本）のコピー
- ・世帯全員の住民票のコピー

◎申請・お問合せ先

愛知県母子寡婦福祉連合会

〒462-0033 名古屋市北区金田町三丁目11番

電話：052-915-8862 FAX：052-915-8444



裏面にも
大切なお知らせが
あります。

令和6年4月作成

名古屋市養育費保証料補助事業



名古屋市
City of Nagoya



養育費保証料補助事業

保証会社と**養育費保証契約**を締結した際、
保証料として負担した費用を**補助**します。

◎対象となる方

以下の①～④の要件をすべて満たす方

- ①養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
- ②養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ③保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ④過去に本補助金を交付されていない方

過去にこの補助金を
交付されていない場合、
更新契約の場合も
対象となります。



◎補助の対象

保証会社と養育費保証契約を締結した際に要した経費のうち、保証料として負担した費用

◎補助金額上限

5万円



◎申請期限

養育費保証契約を締結した日の翌日から6カ月以内

◎申請時に必要な書類

- ・名古屋市養育費保証料補助金交付申請書
- ・補助の対象となる費用についての領収書
- ・養育費の取り決めをした文書のコピー
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間は1年以上のものに限る）のコピー

ご家庭の状況によって、
その他の書類が必要となる
場合があります。



- ・＜児童扶養手当を受給している場合＞
- ・児童扶養手当証書のコピー
- ・＜児童扶養手当を受給していない場合＞
- ・本人及び対象児童の戸籍謄本（または抄本）のコピー
- ・世帯全員の住民票のコピー

◎申請・お問合せ先

愛知県母子寡婦福祉連合会

〒462-0033 名古屋市北区金田町三丁目11番
電話：052-915-8862 FAX：052-915-8444



※愛知県母子寡婦福祉連合会では、養育費相談や法律相談も行っております。
お悩みごとがある場合は、ご相談ください。

養育費相談：養育費や親子交流に関する相談に相談員が応じます。

愛知母子・父子福祉センター 相談専門電話 **052-915-8816**

法律相談：法律上の問題について弁護士が相談に応じます。（予約制）

愛知母子・父子福祉センター 予約電話 **052-915-8862**

裏面にも大切なお知らせがあります。



令和6年4月作成